

「気象警報等発令時」および「地震発生時」の措置について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご支援とご協力をいただきありがとうございます。

「気象警報等発令時」および「地震発生時」の臨時休業等の措置については以下の表のとりの措置となりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

Ⅰ 気象警報等発令時

①「大東市に特別警報が発令」または「校区の一部に緊急安全確保（レベル5）が発令」

○午前7時から登校前までに発令	⇒ 臨時休業（放課後児童クラブも休業です）
○登校後、児童が在校中に発令	⇒ 原則として学校で待機 とします。 ・教職員が安全確認等を行い、 原則として保護者への引き渡し を行い下校します。（放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応）

②「大東市に暴風警報が発令」または「校区の一部に避難指示（レベル4）が発令」

○午前7時から登校前までに発令	⇒ 自宅待機 ・ 給食は中止 （今後警報が解除されても給食はありません。）
○午前9時までに解除された場合	⇒ 午前10時始業 ・ <u>9時30分に集合し、集団登校で登校</u> します。給食はありませんので、午前中授業となります。（放課後児童クラブ利用者はお弁当をご用意ください）
○午前9時の時点で発令中の場合	⇒ 臨時休業（放課後児童クラブも休業です）
○登校後、児童が在校中に発令	⇒教職員が安全確認等を行い、 原則として集団で下校 します。 ・危険を伴うと判断された場合は、学校待機や保護者への引き渡しを行い下校します。（放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応）

Ⅱ 地震発生時「大東市に震度5弱以上の地震が発生」

○登校前に「震度5弱」以上の地震が発生	⇒ 臨時休業（放課後児童クラブも休業です）
○登校後に「震度5弱」以上の地震が発生	⇒ 原則として学校で待機 とします。 ・教職員が安全確認等を行い、 原則として保護者への引き渡し を行い下校します。（放課後児童クラブは下校できない児童のみ対応）

※これらの基準に関わらず、気象予報の状況等によっては、大東市教育委員会より「臨時休業」等の指示がある場合があります。